

令和7年1月29日

矢巾町議会

議長 廣田清実様

矢巾町議会教育民生常任委員会

委員長 小川文子



請願審査報告書

本委員会が、令和7年矢巾町議会定例会1月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、矢巾町議会会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記

1 付議事件名

○6請願第3号：「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性ある学校の働き方改革を求める意見書採択の請願

請願者

盛岡市大通一丁目1番16号

岩手県教職員組合 いわて盛岡支部

支部長 青野 大祐

紹介議員

山本 好章

2 委員会開催年月日

令和7年1月14日（火）

3 出席委員

小川文子

水本淳一

高橋 恵

横澤駿一

昆 秀一

谷上知子

4 審査経過

令和7年1月14日午後1時から、委員全員出席のもと、6請願第3号について、参考人として岩手県教職員組合いわて盛岡支部 書記長 福士晴彦氏の出席を求め、請願趣旨の説明を受け協議・検討を行い慎重審議した。

5 審査結果

6 請願第3号については、全会一致で採択すべきものと決定した。

6 審査意見

学校現場では、教員希望者の減少に加え、教職員の病気休職者及び早期退職者の増加など深刻な教職員不足により、教職調整額相当以上の時間外労働を行っている状況であり、教職員の健康と福祉を守るためには、長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題である。

教職員の勤務環境の改善を進め、教職員が一人ひとりの子どもに十分向き合える環境の整備と子どもたちのゆたかな学びを保障するためには、勤務環境改善の障害となる「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」を廃止し、適正な時間外手当を支給するとともに、長時間労働の是正を図るために、国として具体的業務削減策を示し実効性のある学校の働き方改革を進めることが必要と考える。

以上のことから、本請願の主旨は理解できるものと判断し、採択すべきものと決定した。